

第2回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日時：平成28年10月19日（水）16：36～19：00

場所：遊佐町役場 203会議室

出席：本間正明委員、佐藤裕士委員、高橋和久委員、佐藤仁委員、畠中裕之委員、
時田一紀委員 委員6人

内藤悟水循環条例専門委員

事務局：企画課 堀課長、高橋課長補佐、石垣主任 計10人

傍聴者：一般1人、報道2人

1. 開 会

2. 会長挨拶：可能であれば今回で意見のとりまとめをしたいが、皆さんで納得して
まとめたいのでご審議をお願いしたい。

3. 議事録署名委員の指名

会長が、本間正明委員、佐藤仁委員を指名。

4. 協 議

(1) 会議の公開について

■事務局：本会議について、遊佐町審議会等の公開に関する規則では会議の公開の対
象ではないが、まちづくり基本条例の18条では会議公開の原則が謳われており、
町民から公開すべきとの意見をいただいた。事務局では非公開と判断し畠中会長に
も申し上げたところ。ただ、遊佐町審議会等の公開に関する規則第3条公開の基準
を準用し、審議会委員の皆さんで公開するかどうか判断していただきたい。事務局
としては前回の判断の理由も踏まえ、非公開としたいと考えているが、審議会委員
の皆さんで過半数により公開か非公開か決していただきたい。

■会長：多数決で決めたいと思う。この件について意見があればいただきたい。

■委員：今回についての案内をいただいた際に、事務局には原則公開してほしいと言
った。この審議会の内容も会議録ということで公開するのか確認したい。

■事務局：そのまま公開することは考えていない。ホームページには委員の氏名を伏
せて要約した会議録を掲載したい。これまでの経緯も前任者に確認したところ、氏
名については報酬が発生している場合は、載せたり載せなかったりしている。今回
は氏名を伏せて事務局も含めて個人が特定されない形にしたい。

事務局としては会議の公開はしないと考えているが、会議録に関しては皆さんの確
認を得て公開したいと考えている。

■委員：水循環審議会だけが非公開にしなければならない強い理由が見い出せない。
非公開としたらその理由を会長が説明しないといけない。ほかの審議会は公開して
いることを考えればした方が良いのではないか。

■委員：事務局としては議事録として公開したいということか。環境審議会は会議を
公開しているのであれば、この会だけが非公開だというのはこれまでの流れからし
ても説明できないのかと思う。

- 委員：不開示情報等の中で非公開とする理由を述べられればいいのかと思うが、原則公開したほうがいいのではないか。
- 事務局：情報公開条例第8条6号には、交渉に関する情報もあると思われるため、非公開とした。
- 委員：交渉ごとは、代理人同士の内容であるので、我々委員が知ることがない。もし説明を求めなければならない場合、その時は一時的に退室していただくなど対応できるはず。不信感を持たれることのないよう、他の審議会と同様、原則公開していくべきではないかと思う。
- 会長：この後、他の案件審議もあるので採決を取りたい。前回同様、全体非公開にするか、原則公開し場合によっては一時的に退室いただく、この2択で採決する。
- ※挙手により、全面非公開0、原則公開とし場合によって一部非公開5名。
- 会長：欠席者2名で私を除いて5名による採決の結果、全員が原則公開ということで、審議会は公開することにする。
- ※町民1名、マスコミ2社入室。
- (2) 事前協議書に対する意見について
- 事務局：意見書の体裁は、資料のようになる。前回いただいた意見と今回いただく意見を基にどのように意見書を作成するかご議論願いたい。
- 会長：前回欠席の委員もいるので、事務局より前回の内容をご説明いただきたい。
- ※事務局が前回の会議録資料を基に掻い摘んで説明。
- 会長：前回は何らかの結論ということではなくご意見をいただいたが、他にご意見があればお願いしたい。60日以内に会長名で町長に提出することになるが、専門委員からは60日にこだわらなくてもいいとの意見もあった。
- 専門委員：規制対象であるかを判断するにあたり、何らかの合理的な理由があればその期間を超える場合もあり得るということで申し上げた。水文学の先生に調査や経過がどうであったか、連絡が取れるのかどうか。
- 事務局：中野先生については、町の職員も地球研をおやめになるときの退官式に出席しているが、退官された後どちらにもお勤めになっていないと聞いている。その後地球研には確認していない。もう一人の先生についても連絡を取っていない。
- 専門委員：連絡をとれなかった理由はなにか。中野先生にも連絡がつくのかどうか。データの説明をしていただける体制が整うのかどうか。なぜ連絡をとっていないのか。
- 事務局：中野先生には前任者から直接連絡を取ってもらおうかと思っている。もう一人の先生については、認識が甘く失念していた。連絡に支障があるということではない。
- 委員：業者で測定しているデータ資料を町に開示していないと聞いたが、その後進展があったか。
- 委員：業者からデータ提示の話はなかったのか。
- 事務局：業者の調査データについては、いただけるかどうかわからないが、条例で指導の条項部分で開示を求めるということも可能だと思われる。審議会としての意

見をいただいてからと考えていたのでアクションは起こしていない。

- 会長：意見書の方向性として、何か具体的な規制対象事業に該当するのかわからないのかと盛り込むのか、そこまで判断できないとして記載するのかわどうか、意見をいただきたい。
- 委員：新たにデータを取ったわけではないので、前のデータ先生から意見を追加してもらおうのか、新たにデータを取ってもらおうのか。どちらで行く予定なのか。
- 事務局：今あるデータを再分析していただくとすれば一定程度時間もかかり、11/8までに間に合わなくなるので、その辺も考慮してご審議いただきたい。
- 委員：方向性としてはその際説明をしてもらったことを踏まえて審議会として意見書を提出するのか、そうでなくても、今回の議論で意見書を作成するのか。
- 事務局：規制対象事業であるかそうでないかは17条に基づいて町長が判断する。その判断材料は審議会、町民の意見を聞いて判断するので、審議会でも規制対象事業なのかどうかまではいただかなくても良い。あくまでも町長が判断するための意見としていただく。
- 委員：16条に該当するかどうか、該当するかわからないかの意見を審議会としての意見を町長が判断する材料として与えましょうということのようだが、規制対象事業にあたるということまで言わなくても良いということか。
- 委員：個人的には十分該当すると思われるし、このまま同じようにずっと審議するのはどうなのか。
- 委員：今、3年前H25年の前回の認可の資料に目を通してあるが、前回の認可される前後に町内ではいろんな動きがあった。反対署名を知事に届けたり、水保全に関わる各種団体では反対運動ということで、町民の多くが反対しているということが総意として明らかになっていた。それに反してやむを得ないのではないかとということで、あいまいな意見をあげていた。条例がなかった状況でも県が不認可にした結果があったかもしれない。しかしながら認可されて3年経った結果、さらに解決が判断が難しくなったのではないかと思っている。当時、毅然とした態度で反対だと対応していれば現在に尾を引いているような状況だけはなかったかもしれない。でもしかの話をして申し訳ないが、あのとき反対していればよかったと今強く思っている。残念ながら認可されたが、いろいろな方から聞く意見としては、3年前のいろいろな動きがあったので事業は止まるものであると思っていた町民がたくさんいた。条例もできて、今回は止まるものだと思っている町民が多くいる。県の条例よりも町の条例が優先されるとの話であったが、きちんと反対の意見を示して、県に表明しない限りはもう採石事業は止められない。東部地域だけの問題ではなく町全体で岩石採取に反対しているのだというのが3年前の反対表明であったので、それを汲んでいただきたい。新たな事業内容も詳しく示されていない状況で時期もそれほどない中、意見が少ないからと言って反対していないとか町民があきらめたというわけではない。3年前がもっとも町民の思いが集約された時期であるので、その期待に添わない結果にならないためにどう手を尽くしていくのか、水循環条例も策定されたのだから、もう解決は図られるということも多く町民は思っている。

今回、それができないのであれば半永久的に破壊され続けていくことになり、悪い前例を作ってしまうことになる。町で土地を購入し、共存の森として植栽しても町民のボランティアで植栽をして元の森に返そうとしている。いい取り組みに見えるが、公有地化をするのであれば、きちんとした対処をしたあとに交渉に臨むべきである。荒地をそのまま引き受けて町が費用負担をして、作業的な部分は町民のボランティアでは、今回の規模では無理である。もし結果的に採石跡地をそのまま引き受けるようなことであれば、最低限災害が起こらないような対策をしたうえで、負の遺産としてそのまま残しておいた方がいいのではないかとも思っている。採石事業というものでこのような状態になったのだと、落ち着くのに 100 年 200 年かかるかもしれないが、あえて町民に見せることもいいのではないか。お金をかけて手入れをするべきではないと考える。

- 会長：審議会が意見を出すための、16 条の規制対象事業として第三者が見てきちんと納得してもらうような結論を出すための判断材料が手元にあるのか。今あるデータでも足りるのか、それとも足りないのか、意見をいただきたい。
- 委員：規制対象と判断する場合、データで押していく方法と条例の条文に反するという方法とあるかと思う。地下水に影響を及ぼすおそれのある事業、実際に影響を及ぼした事業、判断する武器があるかどうかで意見の重みも変わる。中野先生から説明があるのかないのかにもよるが、先生がおそれがあると意見することにためらうとも思うが、公平な書き方をすると思うが、いろいろと方法があると思う。
- 専門委員：条文上の「おそれ」については、そのことが起きる蓋然性、一定の確からしさが示せるかが問われるものである。裁判で争いになったときは、裁判所がどのように判断するかにもよるが、事業者から訴えられる側として町が規制対象とした根拠をどこまで説明できるかにかかる。これは町の条例に基づく町長の行政処分なので町が訴えられる。採石法に基づく認可は県知事が行うので、町の裁判とは別になる。裁判では、対象となる採石事業によってどのような影響が起きるのか、因果関係を示す調査、データの積み重ねをどこまで示せるかにかかってくる。
- 委員：水の関係のデータは前後で見れば影響が出ていると判断できると思う。業者側でも水の調査をやっており、データを出さないとして、調査をやってもいないと逃げることはないと思うし、何か問題があれば監理委員会で協議するとしている。前回、新たな申請が出てきた際、県は地元と合意形成が得られている証明として協定書を添付するよう指導している。法律上は協定書の書類は必要ないが、県の要綱では協定書の添付を求めている。地元の団体から反対され了解を得られない状況であれば、県の方でも書類が足りないということもできると思う。以前は環境団体が業者と協定書を締結していたが、出された事業内容では締結できないとしていたところを町が協定書を結ぶ相手として変わったことで、協定書を結ぶのも意見を述べるのも町になった。最悪のシナリオになった場合には最終的に町が責任を取れるのか。業者からの水質分析データは絶対必要である。結果を公表してないということできちんと公表してもらうよう業者にしっかりとデータを出すように伝え、業者のデータがなければ 60 日という期限があったとしても意見が出せないということが

できると思う。都合が悪いから出さないのはおかしいと、こちらのデータだけで判断することを主張されてもおかしいというべきである。町の水の調査報告書と併せて専門家である中野先生に見てもらうための期間も必要である。その上で条例の条項の何に当たるのか判断する。向こうが持っているデータも根拠に判断したのだと期限を超えても理由が立つのではないか。

- 事務局：町でお願いしているが会社はデータを出していない状況であるが、条例の14条によって審議会でデータが必要であるということで、会社にデータ提出を要求していきたい。
- 委員：そもそも会社はデータを取っていることを確認しているのか。
- 事務局：会社の担当者的話だと記憶しているが、調査もしておりデータの分析もしていると聞いている。今回の申請についても説明会では町と協議する用意はあると聞いていたが、社長が出さないということで、出せないということだった。データを渡すことの約束をした覚えもないとのことであった。
- 委員：会社は湧水ではないということを証明するために、自分たちで調べることから調査しているはずであり、データ提出を拒むのであれば、疑義があれば監理委員会で協議をして問題解決を図るとしているのだから、それは明らかに協定違反である。協定はまだ活着しているわけなので。相手が気づかなければ大丈夫だろうと再三繰り返しているという業者である。協定書を覆してきた根拠が何も無いのに深掘りする。業者の姿勢がそのような状況では、認可に対して町は対応できないと言ってもいいのではないか。
- 専門委員：条例に基づいてデータを求める行政指導は文書ですることになるだろう。期日までに回答をお願いしますという形ですることになる。
- 会長：審議会としては11/8期限で意見を出すわけだが、会社にデータ提出を求めるように意見書とするのか、それとは別な内容で審議会で意見書を提出することになるのか。
- 事務局：条例14条で資料提出を求めることになる。
- 委員：審議会としての判断材料がないので、早急に出してもらおうことになるのか。
- 委員：出してもらわないとそれなりの意見になるのだが、そのときは業者の姿勢を追求していかなければならない。誠意が足りないということも材料になるのではないか。
- 委員：12/2の期限までに採石現場では植栽等の手立てを講じていなければならないわけだが、どこで検証するのか。計画よりも深いところを平気で掘ってくる。きちんと計画どおりにされているのかGPSを使用するなどして検証してもいいのではないか。約束をきちんと守ってやっているのかも含めて、掘り方についてもそうだが、信頼できる業者なのかどうか、現場をきちんと検証するくらいあってもいいのではないか。
- 委員：緑化の程度はどうか。タイムスケジュール的に、掘りながら何%ずつかやっていくのか。町で緑化の計画書を求めたことはあるか。またその進捗を把握しているのか。

- 事務局：3年間でどのくらい緑化するのか決まっていなかったが現在は60%進んでいると聞いている。図面があるので、法面の面積を計算してどのくらい進んでいるのかということは可能かと思うが町ではやっていない。
- 委員：誠実でない部分や約束を守らないことを把握しておくことも材料の一つ。もしあれば、信用面で欠如しているということを県にも裁判所にもアピールする材料となるのではないか。
- 事務局：現場については月1で監視しているし、植栽についても60%の部分も確認しているが、枯れている状況で、その分も来春にとお願いしている。深さについてもGPSも抜き打ちで確認しているが、全部の確認を取っているわけではないので、全てが大丈夫かは把握できていない。積載量についても月一回は目視で点検をしている。
- 会長：今回2回目審議会でご意見を出していただいたが、結論は出そうでない。
- 委員：どういった形で答申するか。委員の総意や方向性は決まっている。
- 専門委員：何よりも事実関係をはっきりすること。町が訴えられる訴訟のリスクに対しては、事実の積み重ねで規制対象とする理由が説明できるように備えることが大事。現時点で何が説明できるのかできないのか。審議会としてはできることをまずやったうえで結論を出した方が今後の町のために望ましい。
- 委員：H25の前認可に関わって、条例ができていなかったわけだが、町の説明では、採石事業を止める根拠がないと、だから反対しても止められないという説明であった。協定書の相手が町に代わったのかという部分では、法的な責任に発展した場合、町では胴腹協などの特定の団体等に責任を負わせるわけにはいかないといった説明であった。もし反対運動で業者から訴えられた場合には町民が被告になると言った。町民が訴えられると。町民が訴えられるということはないのであるが、一部では訴えられると思った方もいた。もし負ければ町民が支払わされるのだと、そのような町の説明はすべて嘘である。審議会だけでなく、町民説明会でもそのように誤った表現が使われた。私はそれに対して不信感を持った。県は町に対して意見を求め、それに基づいて許認可をするのであって、どのような意見を出したのか町民は知らない。申請をされれば規制をかけることができない、裁判になったら困る、だから町が協定を結ぶ団体になったのだという説明だった。裁判になったら根拠になるものがないと言った。そういった経緯で前回の認可は下りてしまったわけだが、3年前と比べてかなりの負担を強いられるかもしれない。その道を開いたのは3年前に協定書と意見書も町が行って認可に繋がったのが原因なのだが、しかし今回、条例があるので町は裁判になってもいいのだというように言っている。前回は裁判になったら困ると主張していたが、今回はどっちに転がろうとも裁判になってもいいのだと。町の姿勢が何を根拠に言っているのか逆に心配である。裁判になった時の備えをしているのか。相手は裁判でも何でもやってくる。そのためにも会社からのデータも、条例に基づいて審議会できっちり要求して、データとして分析して、裁判になった際の今後のことも考えなければならぬので、至急動いていただきたい。

- 会長：条例に基づいて早急にデータ提出の依頼を事務局にお願いしたい。審議会としてどのように答申するのか。データが出てきたとしても時間が足りない。
- 専門委員：データの分析に時間がかかったとしても、審議会の意見を出す手順としてはそこは省略できない部分である。委員が共通の認識を持つためには再度審議会を開催する必要がある。
- 委員：業者からデータが出てきて、中野先生が雨水だと結論を出しても答申の内容に変わりはない。業者のデータの中身や中野先生の意見がどうであれ、方向性は一つ。データの解析はいざというときの武器になるので必要ではあるが、結論は変わらない。意見書の書き方はいろんなケースを考えた方がいい。
- 委員：湧水だとわかっているが、会社が雨水だとしている根拠を示してもらおうということ。雨水ではないと思うが。データを出さないということで、認可しないような判断材料になるともいえる。
- 専門委員：お呼びできる専門家が誰なのかははっきりすること。根拠となる資料も現在あるものだけでは不足しているのであるから専門家の見解も重要である。事実関係が整理されるのを待って、条例 16 条の規制対象に該当するか否かを判断すべきである。そうしなければ裁判で事業者と争いになった時に戦えない。町民の意見の問題ではなく、裁判所での問題として申し上げている。あくまで町条例に基づく処分について判断する場合にどうするか。あとで町が自治体として恰好がつかないことにならないようにするべきだ。
- 委員：大学等の研究者は事実はどうですか、こう読めますということはあるが、意見を述べることには慎重である。データの分析は中野先生が元素分析機器を持つ機関の人間だからできたが、今やるとなればかなりの高額なお金がかかる。分析の結果はきちんと説明すると思うが、意見を述べることはないと思う。意外な結果であってもこういう調査の結果はどうであったかは出してくれるのではないか。
- 会長：事務局からはデータ提出依頼をしてもらうこと。審議会を再度集まって結論を出すことでよろしいか。方向性としては見えているが。
- 事務局：会社が持っているデータについては、早速請求させていただく。中野先生や他の先生にも連絡をとらせていただく。審議会の開催については、委員の皆さんで決めていただければと思う。
- 会長：会社には期限を決めて請求して、審議会を 11/8 の期日までにご参集いただけるのか、日程調整の方はどうか。
- 事務局：日程調整して、データ資料、先生が説明できるかにもよる。あるいは次回集まって方向性だけは出すのか、そこは審議していただきたい。
- 委員：あとはどういった表現で答申するのか。今回は規制対象事業に該当するとするのか、データが出てこないことにこじつけて結論を出せなかったとするのか、いろいろ方法はある。タイムスケジュールに合わせてやるのか。無視して 11/8 を超えてもやるのか。
- 事務局：町長判断は環境審議会のほか町民説明会の分もある。水循環保全審議会からの意見は文書になる。仮に 11/8 に町長が判断するとなれば、今月中にやらない

と間に合わない。

- 委員：水循環保全審議会では答申をまとめることが難しいとしかならないのではないか。3年前の反対意見は変わらない。当時、町長は根拠がないからだめだと言えないということだった。地下水に影響するだろうと規制対象事業に該当するのだと大枠で共有の認識でいいと思うが、それに基づいて答申する方向でいいと思うが、きちんとしたデータを持って取りまとめたい。次回3回目を予定しているということでもいいのではないか。
- 会長：今手持ちの材料で出せるものはこの程度ということで、審議会としては次回3回目をするというので、業者からデータ資料を出していただけるのか、それを専門家から見てもらって意見をいただくことができるのか、というプロセスを経るということでしょうか。
- 委員：町長は根本的な解決は公有地化しか方法がないと言っている。町民の多くも次はないだろうと思っていたが、ここ3年間で公有地化の動きを耳にしていない。業者に対しても働きかけがなかったのか。そのようなアクションがなかったのではないかと町の姿勢も不十分な気がする。データ蓄積もそうだが、できることはすべてやるのが大事。
- 事務局：公有地化については、交渉を続けている。今でも町は、公有地化が最善だという考えも変わらない。口外はできないが、概ね月一回のペースでこの3年間交渉を行っているが、まだ結果が出るまでには至っていないということである。
- 会長：時間となりましたので、協議を終わらせたいと思う。

5. その他

- 堀課長：次回は今日出していたいただいた意見を、少しまとめさせていただいてお示しして、さらに意見を聞くようにしたい。

6. 閉 会